20210816_2【感染症情報】ビサヤにおける新型コロナウイルス感染症の対応について(セブ市における MECQ 措置の強化と検疫隔離ガイドラインに係る行政命令:セブ市役所発表)

【ポイント】

●8月15日、セブ市役所は、セブ市における MECQ 措置の強化と検疫隔離ガイドラインに係る行政命令を発表しました。

【本文】

1 8月15日、セブ市役所は、セブ市における MECQ 措置の強化と検疫隔離ガイドラインに係る行政命令を発表しました。同行政命令には、セブ市における MECQ 下での外出制限や、行動・事業等の制限等を含む措置について記載されています。同行政命令によると、本命令の効力は即時発効し、延長されない限り今月31日まで有効とされています。発表内容については、セブ市行政命令第137号を参照してください。

●セブ市公式フェイスブック

(セブ市行政命令第 137 号「セブ市における MECQ 措置の強化と検疫隔離ガイドライン」) https://www.facebook.com/CityofCebuOfficial/posts/4526731104070763?__tn_=-R

- 2 本発表に関し不明な点がある場合には、セブ市役所にお問い合わせください。
- ●セブ市役所ホームページ

https://www.cebucity.gov.ph/

- 3 特定のコミュニティ隔離措置のレベルに指定された地域であっても、市、バランガイ、更に限定された地域等の範囲でより厳しい隔離措置が課される場合もあります。滞在されている地域の地方行政機関の発表にも十分に注意し、それぞれの地域の条例、指示等に従って、トラブルを避けるように努めてください。
- 4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便(運航状況・搭乗手続)、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【以下、参考情報】

●セブ市公式フェイスブック

(セブ市行政命令第 137 号「セブ市における MECQ 措置の強化と検疫隔離ガイドライン」) https://www.facebook.com/CityofCebuOfficial/posts/4526731104070763? tn =-R

●セブ市役所ホームページ

https://www.cebucity.gov.ph/

++++++++++++

●日本外務省・海外安全ホームページ(感染症危険情報:フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」が発出されています。

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

〇在セブ日本国総領事館

住所: 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html